

# 令和7年度

## 給水装置工事及び排水設備工事に係る説明会

開始までしばらくお待ちください。

- ・ 携帯電話、スマートフォンなどの電子機器は、音の出ない設定にしてください。
- ・ 前方にご着席ください。



受付までの方



読み込み登録

説明会資料はこちら



一宮市ホームページ

ページID 1060220 でも入手可



# 令和7年度

---

## 給水装置工事及び 排水設備工事に係る説明会

一宮市上下水道部給排水設備課

# 令和7年度 給水装置工事及び排水設備工事に係る説明会 次第

## **(1) 指定給水装置工事事業者・下水道排水設備指定工事店の 更新申請等について**

- (2) 給水装置工事の申請書作成上の注意点について
- (3) 排水設備工事 申請時の注意点について  
休 憩
- (4) 給水装置工事のしゅん工検査等について
- (5) 排水設備工事の施工上の注意点について
- (6) 工事仕様書（上水編）の主な改定点について
- (7) 下水道法にかかる特定施設等の届出について

**一宮市上下水道部給排水設備課**

# 事業者の更新について①

更新制度：令和2年度開始  
5年ごとに更新

- 令和8年度の対象
  - 令和3年度に更新した事業者
  - 一宮市から新規に指定を受けた日が  
令和3年10月1日～令和4年9月30日
- 更新申請期間(予定)令和8年7月1日(水)～7月15日(水)



## 事業者の更新について②

### ・令和7年度からの変更点

- 郵送での取扱を開始しています。（資料P.2 ※1）  
⇒ 送料負担し、返信用封筒を同封 etc...
- 給水、排水両方更新の方は、登記簿謄本、定款は1部の提出としています。（資料P.3 ※3）
- 責任技術者の専属が緩和されています。（資料P.3 ※2）



# 責任技術者の選任について

専属 → 選任 へ

- ・ 同一事業者で、愛知県内の事業所であれば、複数の事業所で兼任が可能となりました。
- ・ 様式が変わりました。
  - 指定（更新）申請書の裏面
  - 責任技術者名簿



# 指定登録等事務の共同化について

一宮市は事業者の指定登録等事務の共同化に参加しています。

※参加市町あての書類を  
まとめて名古屋市へ  
提出できます。

※様式は各市町のもの  
を使用してください。

**重要**

**届出は1箇所！**

(一宮市あての書類を複数作成し、名古屋市と一宮市両方に提出しないでください。)

指定工事店のみなさまへ

一宮市上下水道部より大切なお知らせ

令和5年10月1日より、下記市町※1の

指定給水装置工事事業者・排水設備指定工事店の指  
定に関する書類※2をまとめて提出することができます。

【提出先】〒456-0053 名古屋市熱田区一番三丁目2番44号  
名古屋上下水道総合サービス株式会社 協会事務局分室  
Tel:052-228-2611



令和5年10月より指定給水装置工事事業者及び排水設備指定業者の登録等事務の共同化を下記市町にて開始いたします。それにより、記載市町の工事店の指定に関する書類は、上記提出先にてまとめて受付することができるようになります※3。

(注) 手数料の支払いや指定証の交付は、従来通り各市町で行います。

次ページ 指定事項の変更



# 指定事項の変更について

- 変更届を記入する際の注意点
  - ・ 変更事項は、まとめて1枚に記入  
(代表者変更、役員交代、住所変更など複数ある場合)
  - ・ 変更年月日は、変更の事実の発生日を記入  
(登記簿謄本に記載されています。)
- 誓約書の注意点
  - ・ 代表者氏名は、自署。印刷する場合は代表者印。

次ページ  
お知らせ



# 【お知らせ】給排水設備課窓口関連業務の委託について

## ●ご案内

2026年4月1日より、業務の効率化を目的に、窓口関連業務の一部を民間委託します。

## ●変更概要

委託する業務は、上下水道の埋設管調査、各種申請書類の受付、給水装置工事及び排水設備工事に係わる検査の予約、承認工事の立会に係る予約等に関するものです。

なお、各種申請等の技術的な審査や相談等はこれまでどおり市の職員が行います

## ●新しい担当窓口

水道お客さまセンター 給排水担当

設置場所：一宮市役所本庁舎 10階 給排水設備課内

# 令和7年度 給水装置工事及び排水設備工事に係る説明会 次第

- (1) 指定給水装置工事事業者・下水道排水設備指定工事店の更新申請等について

## (2) 給水装置工事の申請書作成上の注意点について

- (3) 排水設備工事 申請時の注意点について  
休 憩
- (4) 給水装置工事のしゅん工検査等について
- (5) 排水設備工事の施工上の注意点について
- (6) 工事仕様書（上水編）の主な改定点について
- (7) 下水道法にかかる特定施設等の届出について

一宮市上下水道部給排水設備課

# 給水装置工事の申請書作成上の注意点①

- »給水装置工事申込書
- »配水管布設申出書

この書類は直筆で記入する欄があり、不備があれば受付できません。



記入項目



署名・記名押印

~~排水設備~~  
原則修正不可

# 給水装置工事の申請書作成上の注意点②

## » 給水装置 工事申込書

**給水装置工事申込書**

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先)  
一宮市水道事業特別委員会

**必ず申込者の直筆にて記入  
法人の場合は代表者の直筆でなければ代表者印が必要**

申込者 住所 一宮市本町2丁目5番6号  
(代表者) 氏名 上水太郎  
 TEL. ( 0586-28-8660 )

一宮市水道事業給水条例5条の規定により、給水装置の新設等工事を行います。なお、工事完了後、配水管から止水栓までの範囲を市に譲渡しますので、申請してください。加入費と配管料については、一宮市給水条例を参照の内容とさせていただきます。

給水装置場所 一宮市本町2丁目5番6号  
 工事の種類 新設・改築・取替・( )  
 住所 一宮市本町2丁目5番6号  
 所有者 氏名 上水太郎  
 使用者 氏名 上水太郎  
 住所 一宮市本町2丁目5番6号  
 指定給水装置  
 工事申請者 氏名 有明株式会社 上下設備  
 TEL. 0586-28-8100

備 考

右の半分は切渡し  
申込書へ必ず貼して下さい。

事業者の角印・丸印  
は押印する必要が  
ありません。

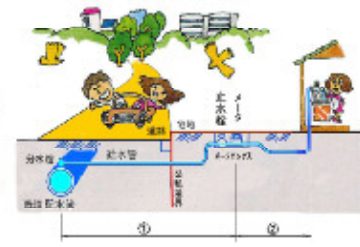
### 水道工事費について

① 給水装置工事を施工される場合は、下記の費用が必要となります。  
 上下水道部納付金(注)、工事費に概ねお支払いいただくことになっています。上下水道部納付金を  
 の変更はできません。工事依頼の確定(工事費)と打合わせをお願いします。  
 ② 正路に配水管のない給水装置の新設工事などの申込みは、この申込書と配水管取付工事書が必要となります。  
 ③ 工事費について(注)を参照)

費用の名称	定 額	備 考	納付の単位	単 位	単 位 単 位
新設工事、増設工事(メータの口径が大きくなる工事)を される方にメータの口径の大きさに応じてお支払いいただきま す。	—	—	—	—	—
高圧工事の場合は、すでにあるメータと新設のメータ との加入費の差額分です。	—	—	—	—	上下水道部
配水管から給水管を分岐する工事の標準費用です。 (分岐・取替は別料金です。)	①	—	—	—	東上下水道 部の納入連 絡費(給水装 置等工事)に おける仕 の金額にな ります。
給水装置の工事にかかる設計の標準費用です。 (設計は水道メータ1台につき1,000円です。)	①②	—	—	—	—
給水装置の新設工事などで正路に配水管のない場合の配水 管取付工事費は、工事内容の負担がかかります。ただし、こ の工事1年につき800,000円までが上限額となります。300,000円を 超えるときは、その超える工事費が申請者の負担 となります。	—	—	—	—	—
配水管から宅内へ引込給水管の工事費で、メータボックス までの費用です。	①	—	—	—	指定工事 業者
認定された敷地内の配管工事費や管内の水道工事の費用で る工事費です。	②	—	—	—	指定工事 業者

加入費一覧表 (注)を参照してください

メータ口径	通 入 金	メータ口径	通 入 金	メータ口径	通 入 金
10mm	82,500 円	30mm	982,500 円	75mm	4,017,000 円
20mm	178,000 円	40mm	850,500 円	100mm	8,197,000 円
25mm	208,000 円	50mm	1,032,500 円	125mm以上	9,972,000 円(5%)



※下の欄の中には、他人の土地及び給水装置を使用する場合は承諾書を書く必要があります。

① 上記の給水装置工事について承諾します。

二 地・家屋  
所有者の承諾  
住所  
氏名

② 上記の工事に対し、私所有の給水装置から分岐する  
ことを承諾します。

三 水 装 置  
所有者の承諾  
住所  
氏名

受 付 欄

該当する場合は必ず所有者の方に直筆にて住所・氏名  
の記入をお願いします。

法人の場合は代表者の直筆でなければ代表者印が必要  
です。

# 給水装置工事の申請書作成上の注意点について③

## »配水管布設申出書について

申請受理日 令和 年 月 日

### 配水管布設申出書

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

(あて先)  
一宮市水道事業等管理者

〇〇市申請者の直筆にて記入  
法人の場合は代表者の直筆でなければ代表者印が必要

給水装置工事 住所 一宮市本町2丁目5番6号  
申 込 者 (代表者) 氏名 上 水 太 郎  
TEL. ( 〇 5 8 6 - 2 8 - 8 6 6 0 )

一宮市水道事業給水条例第5条の規定により、給水装置の新設等工事申込みしたところ、本位置には配水管が布設されておりませんので、配水管を布設してください。なお、配水管の布設に要する工事費用は、一宮市水道事業給水条例第6条第2項の規定により負担します。

給水装置場所 一宮市本町2丁目5番6号  
給水管分岐口径 φ100 × 1 箇所

給水装置工事 住 所 一宮市本町2丁目5番6号  
施 工 事 業 者 氏 名 有限会社 上下設備  
TEL. 0586-28-8100

備 考

事業者の角印・丸印は押印する必要がありません。

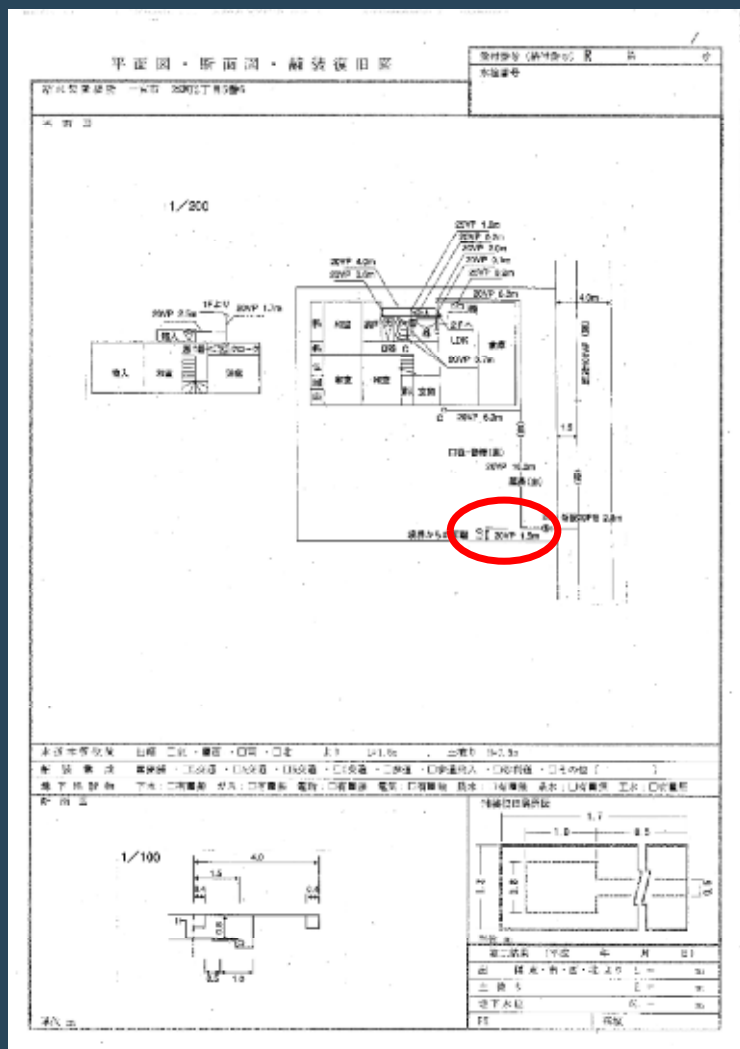
※下記は、上下水道部処理欄です。

課 長	専任課長	課長補佐	主 査	担当	(印)
					上記の申請により施工してよろしいか。
					(副組長印捺印)
工 事 番 号	給 水 第 号	設 計 番			
工 事 名	地内 小口径配水管布設工事				
工 事 場 所	一宮市	地内			
受 付 番 号	受 付 日	令 和	年	月	日
新 要					

# 給水装置工事の申請書作成上の注意点について④

## »給水装置工事設計書

- 水道管の口径、延長
- 隣地境界からの距離  
(既設の場合も)
- 既設水道メーターの番号
- ガス、NTT等地下埋設物



# 給水装置工事の申請書作成上の注意点について⑤

»その他

- ・中止届について  
令和4年度から令和6年度の3箇年平均は20件以上  
主な理由：申込者の都合により**建築計画が中止**  
既設φ13からφ20への**増径改造の中止**
- ・納入通知書の再発行について
- ・給水管布設替工事（給改）等について  
既設給水管の現地確認を確実に行うこと
- ・工事用散水栓の申込みについて
- ・給水装置工事（宅内用）使用材料表に記載する製品名について

## 給水装置工事の申請書作成上の注意点について⑥

»その他

- ・ φ400mm（配水支管）からの給水管分岐について
  - 一部の場所に布設してある水道配水管(配水支管)
  - φ400mmからの給水管分岐は可能
  - ただし、分岐方法はサドル式分水栓のみ

# 令和7年度 給水装置工事及び排水設備工事に係る説明会 次第

- (1) 指定給水装置工事事業者・下水道排水設備指定工事店の更新申請等について
- (2) 給水装置工事の申請書作成上の注意点について

## **(3) 排水設備工事 申請時の注意点について**

休 憩

- (4) 給水装置工事のしゅん工検査等について
- (5) 排水設備工事の施工上の注意点について
- (6) 工事仕様書（上水編）の主な改定点について
- (7) 下水道法にかかる特定施設等の届出について

**一宮市上下水道部給排水設備課**

# 排水設備工事 申請時の注意点

»公共下水道使用開始までの流れ

計画の確認

工事の施行

工事の検査

使用開始の届出

使用料の徴収

必要な現地調査等を経て計画を立て  
あらかじめ管理者の確認を受けた後  
工事に着手すること

※下水道台帳は取付管等の有無、  
位置等を証明するものではない

※必要に応じて取付管設置費用を  
見込んでおく

# 排水設備工事 申請時の注意点

»公共下水道使用開始までの流れ

計画の確認

**工事の施行**

工事の検査

使用開始の届出

使用料の徴収

排水設備工事は責任技術者の監理の下に設計し、及び施行すること

※協力会社主導としないこと

# 排水設備工事 申請時の注意点

## »公共下水道使用開始までの流れ

計画の確認

工事の施行

**工事の検査**

使用開始の届出

使用料の徴収

工事完了後、速やかに届け出て責任技術者が立会いの上、検査を受けること

※検査の結果、工事の不備が認められたときは、管理者の指示に従い、改修すること。

# 排水設備工事 申請時の注意点

## »公共下水道使用開始までの流れ

計画の確認

工事の施行

工事の検査

**使用開始の届出**

使用料の徴収

公共下水道の使用を開始したときは、遅滞なく管理者に届け出ること

※手続き漏れ防止のため、計画確認申請時に排水設備使用開始届を提出していただくことが望ましい

※届出が無ければ使用開始、休止等の手続きは行われない

# 排水設備工事 申請時の注意点

»公共下水道使用開始までの流れ

計画の確認

工事の施行

工事の検査

使用開始の届出

**使用料の徴収**

管理者は、公共下水道の使用者から下水道使用料を徴収する。

# 排水設備工事 申請時の注意点

» 分流区域における注意点  
量水器を介した水は、排水時には**汚水**に分類される。

下水道法上の種類		発生形態による分類
下水	汚水	生活若しくは事業に起因
	雨水	自然現象に起因

※雨水と同程度以上に清浄であると思われるものについては、協議により**雨水**としての取扱いをする場合がある。

# 排水設備工事 申請時の注意点

## » 分流区域における注意点



屋外立水栓

(污水管に接続)

石鹼等を用いる洗い物など、雨水と同程度以上清浄と認められないもの

※屋根下に設置、蓋の設置、未使用時に栓をするなど、雨水の混入を防ぐ措置を取ること

# 排水設備工事 申請時の注意点

## » 分流区域における注意点



屋外立水栓

(雨水管渠に接続可)

主な用途として散水、石鹼等を用いない手洗いなど、雨水と同程度以上に清浄であるもの

# 排水設備工事 申請時の注意点

## » 分流区域における注意点



ドレン排水

(汚水管に接続)

- ・原則として汚水管に接続

※臭気対策を施すこと

# 排水設備工事 申請時の注意点

## » 分流区域における注意点



ドレン排水

(雨水管渠に接続可)

- ・ 潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)
- ・ 家庭用燃料電池システム(エネファーム)
- ・ 污水管への排出が建物等の構造上極めて困難であるもの

※飛散や給湯器内への溢水の防止措置を施すこと

# 令和7年度 給水装置工事及び排水設備工事に係る説明会 次第

- (1) 指定給水装置工事事業者・下水道排水設備指定工事店の更新申請等について
- (2) 給水装置工事の申請書作成上の注意点について
- (3) 排水設備工事 申請時の注意点について

休 憩

## **(4) 給水装置工事のしゅん工検査等について**

- (5) 排水設備工事の施工上の注意点について
- (6) 工事仕様書（上水編）の主な改定点について
- (7) 下水道法にかかる特定施設等の届出について

**一宮市上下水道部給排水設備課**

# 給水装置工事のしゅん工検査等について

## »給水装置工事のしゅん工検査

- 工事完了後、しゅん工届は速やかに提出すること
  - ・ しゅん工届の提出遅れが多い
  - ・ 工事用散水栓のしゅん工届の提出忘れ
  - ・ 検査に主任技術者の立会いが必要な場合は要予約

# 給水装置工事のしゅん工検査等について

## »給水装置工事のしゅん工検査

- 立会いが必要な検査の注意点
  - ・手数料など入金確認後、5日程度前に予約
  - ・集合住宅の入居前検査、クロスコネクション検査
  - ・集合住宅メーターBOX蓋の裏に部屋番号記入
  - ・ブースターポンプ動作確認できる人の立会い
  - ・受水槽のカギ解除、ステップない場合はしご用意

# 給水装置工事のしゅん工検査等について

»しゅん工検査提出書類

## ●しゅん工届・検査調書

- ・しゅん工図面、しゅん工使用材料表の提出
- ・水圧試験が写真の場合、測定前後の写真を提出
- ・検査調書記入欄、必ず内容を確認して○を付ける

# 給水装置工事のしゅん工検査等について

»しゅん工検査提出書類

- 道路復旧完了届
  - ・承認工事写真撮影箇所一覧表を確認
  - ・側溝下の鋼管打抜き状況写真の提出  
(国県道)
  - ・給水管・取付管同時埋設の場合は  
それぞれ提出



# 給水装置工事のしゅん工検査等について

»給水工事（道路分）

- 苦情がないよう事前準備を十分に行うこと
  - ・ 手数料など入金確認後、立会票 5 日程度前に提出
  - ・ 近接工事がある場合、日程調整や迂回路の確保
  - ・ 保安設備の適切な設置、交通誘導員の適切な配置
  - ・ 作業時間の厳守

# 給水装置工事のしゅん工検査等について

## »水道メーターの受取・返却

- 予約は原則電子申請  
メール、FAX、電話、窓口は不可
- ・ 受取日の予約は2営業日前の15時まで
- ・ 給水装置使用開始申込書を必ず持参
- ・ 集合住宅の場合は申込図面のコピーを必ず持参

# 令和7年度 給水装置工事及び排水設備工事に係る説明会 次第

- (1) 指定給水装置工事事業者・下水道排水設備指定工事店の更新申請等について
- (2) 給水装置工事の申請書作成上の注意点について
- (3) 排水設備工事 申請時の注意点について  
休 憩
- (4) 給水装置工事のしゅん工検査等について

## **(5) 排水設備工事の施工上の注意点について**

- (6) 工事仕様書（上水編）の主な改定点について
- (7) 下水道法にかかる特定施設等の届出について

**一宮市上下水道部給排水設備課**

# 排水設備工事の施工上の注意点について

## ▶接続ます設置時の注意点

☑取付管の勾配確認

→流下能力の確保

☑土留め矢板の設置

☑水替工の設置

→取付管・本管への土砂の流入防止

☑材料の破片は確実に回収

→取付管の詰まり防止

# 排水設備工事の施工上の注意点について

» 接続ます設置時の注意点



【取付管内に土砂堆積】

# 排水設備工事の施工上の注意点について

» 接続ます設置時の注意点



【バリの除去が不十分】

# 排水設備工事の施工上の注意点について

## ▶排水設備施工時の注意点

☑ 事前に取り付管の設置状況を確認

☑ 大きな水路あり

→ 土留め矢板が残置

☑ 田畑が埋められた土地

→ 板柵、擁壁が残置

☑ 道路と宅盤に高低差あり

→ 石積みが残置

# 排水設備工事の施工上の注意点について

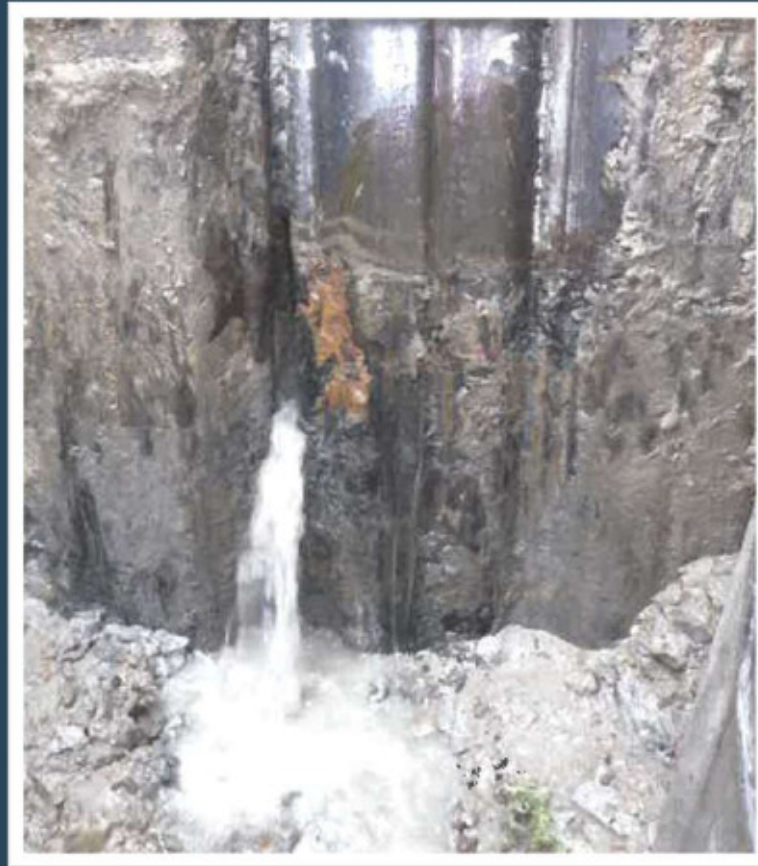
»排水設備施工時の注意点



【鋼矢板の残置】

# 排水設備工事の施工上の注意点について

»排水設備施工時の注意点



【鋼矢板の残置】

# 排水設備工事の施工上の注意点について

»排水設備施工時の注意点



【鋼矢板の残置】

# 排水設備工事の施工上の注意点について

## »打音による接続確認について

☑下水道管と取付管の接続状況確認

→接続ます設置時にマンホールの蓋を叩く

☑雨水取付管に誤接続

→公道に雨水専用管がある場合は要注意

☑マンホールの蓋を叩いても音が響いてこない

→給排水設備課にご連絡ください。

# 排水設備工事の施工上の注意点について

## » 下水取付管施工時の注意点

☑ 土工図の掘削寸法で施工

→ 中止をお願いする場合あり

☑ 素掘箇所でも土質により土留め矢板の設置

→ 安全な施工方法の確保

☑ 土留支保工の設置は適正に

→ 支保工段数、矢板根入れ0.2mの確保

# 排水設備工事の施工上の注意点について

## » 下水取付管施工時の注意点

☑作業主任者の配置

→技能講習修了者

☑メカロック支管の使用

→市職員に必ず確認

☑管更生済本管への取付管施工

→施工前に施工方法を確認

☑取付管施工時に本管に亀裂発生

→市職員立会のもと本管削孔

# 排水設備工事の施工上の注意点について

## ≫道路掘削時の注意点

- ☑計画段階で適正な地下水対策の検討
  - 必要に応じてウェルポイント工法
- ☑水中ポンプの適正管理
  - 万が一に備えて代替機の準備
- ☑近接する他企業の埋設物、上下水道施設に注意
  - 台帳図、現地周辺状況を事前に確認
- ☑掘削範囲内の他の埋設物には特に注意
  - 複数人で確認 折損は閉塞の危険有

# 令和7年度 給水装置工事及び排水設備工事に係る説明会 次第

- (1) 指定給水装置工事事業者・下水道排水設備指定工事店の更新申請等について
- (2) 給水装置工事の申請書作成上の注意点について
- (3) 排水設備工事 申請時の注意点について  
休 憩
- (4) 給水装置工事のしゅん工検査等について
- (5) 排水設備工事の施工上の注意点について

## **(6) 工事仕様書（上水編）の主な改定点について**

- (7) 下水道法にかかる特定施設等の届出について

一宮市上下水道部給排水設備課

# 工事仕様書（上水編）の主な改定点

---

- ・ 管明示テープの仕様が変わります。



新旧仕様移行期間

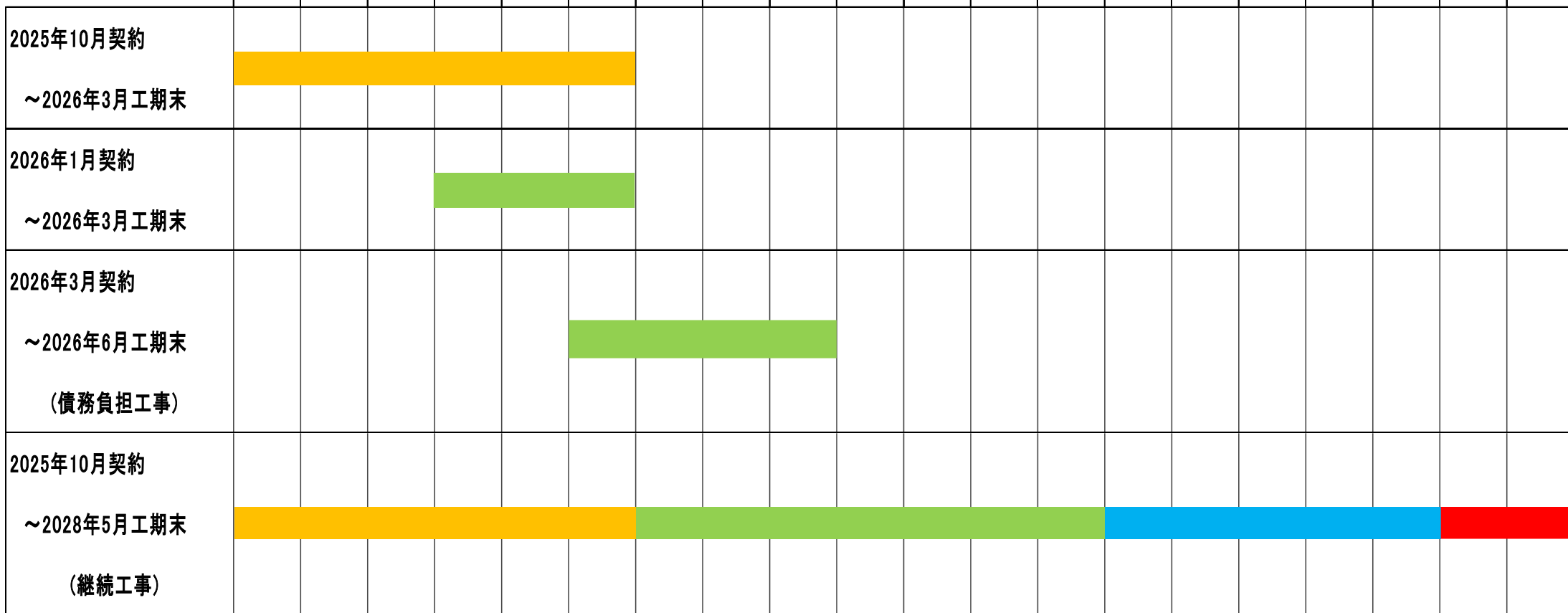
2025年

2026年

2027年

2028年

10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月 5月 6月 (中略) 1月 2月 3月 4月 (中略) 1月 2月 3月 4月 5月



<凡例> 2025年管明示テープ:  2026年管明示テープ:  2027年管明示テープ:  2028年管明示テープ:

# 令和7年度 給水装置工事及び排水設備工事に係る説明会 次第

- (1) 指定給水装置工事事業者・下水道排水設備指定工事店の更新申請等について
- (2) 給水装置工事の申請書作成上の注意点について
- (3) 排水設備工事 申請時の注意点について  
休 憩
- (4) 給水装置工事のしゅん工検査等について
- (5) 排水設備工事の施工上の注意点について
- (6) 工事仕様書（上水編）の主な改定点について

**(7) 下水道法にかかる特定施設等の届出について**

一宮市上下水道部給排水設備課

# 下水道法にかかる特定施設等の届出について

---

- ・工場や事業場に設置される施設には、法令により使用開始する前に届出をしなければならぬものがあります。
- ・新規下水接続時はもちろん増改築、施設更新時にも届出が必要な場合があります。

# 下水道法にかかる特定施設等の届出について

---

・届出は下水道使用者の義務であり、届出されない場合や虚偽の届出をした場合には罰則の対象となる  
こともあります。

指定工事店の方々も届出漏れがないよう理解しておいてください。

# 下水道法にかかる特定施設等の届出について

届出対象の  
施設は何か？

『**特定施設**』と『**除害施設**』

## 特定施設

人の健康や生活環境に害を及ぼす汚水を排出する施設

※排水設備指針P.7-12~25

## 除害施設

汚水を処理してきれいにする施設

# 下水道法にかかる特定施設等の届出について

誰が届出するの？

下水道の使用者です。  
届出が行われないと下水道を使用でき  
ませんので、指定工事店の方々も覚えて  
おいてください。

届出先はどこ？

上下水道部施設保全課  
場所は、東部浄化センター  
オンライン提出のための届出フォーム  
を準備中

# 下水道法にかかる特定施設等の届出について

届出の様式はどこにある？

市ウェブサイト上で ページID **1011622** からダウンロードできます。  
東部浄化センターでもお渡しできます。

市環境部へ同様の届出をしたのに必要ですか？

環境部への届出は、下水道を使用する届出にはなりませんので、  
**上下水道部への届出が必要**です。

# 下水道法にかかる特定施設等の届出について

---

届出が必要かどうかの確認

その他届出に関する

お問い合わせは、

施設保全課(東部浄化センター)

水質管理グループ (0586-73-5487)

まで連絡してください。

ご参加ありがとうございました。



紙の質問票は、出口で回収いたします。

ご質問は、下記の方法でも受付します。

- オンライン（3月2日〆切）



オンライン質問用  
2次元コード